

平成27年9月8日（火）

（午後2時50分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番11、3番 杉本君。

〔3番（杉本俊彦君）登壇〕

○3番（杉本俊彦君）初めてやりますので、ちょっと緊張しております。

橋本市は、平成18年に旧橋本市と旧高野口町が合併し、新しいスタートを切りましたが、人口は毎年約500人減少しております。財政難も進行するなど、厳しい状況にあります。そうした中で、今後発生するであろう公共施設の維持更新費用の負担額を知ることは、市政の優先順位などを判断し、効率的な運営を進めるための総合調整にとって重要な材料の一つとなります。

そうした観点から質問と、市民サービスの向上を思う気持ちの質問をさせていただきます。

私の質問は二点あります。

まず一点目、公共事業におけるアセットマネジメントについてであります。本通告書では、公共事業と記していますが、道路・橋梁・公園・上下水道・ごみ処理施設・排水処理施設などのインフラ施設と、学校施設・社会教育施設・民生施設・公営住宅・病院施設・行政施設など、公共事業と理解してください。

本市の厳しい財政状況を踏まえると、市有公共施設の適切な維持管理と更新が重要であります。公共施設を計画的に維持管理、更新することによって、施設の維持管理及び更新費用の平準化が図られ、経費の抑制にもつながることが期待されます。

そのためには、市営住宅、学校、市民会館などの市民利用施設、庁舎などの建築物、道路、下水道などのインフラ施設について、連携を図って効率的な維持更新を行う必要があります。こうした施策を進めるには、アセットマネジメントシステムが有効であり、その導入が必要であると考えますが、市の見解を伺います。

次に、二点目の質問です。公民館のサービス向上についてであります。

今日、市民参加のまちづくりは、市民と行政が協働して取り組むことが求められています。その中で、公民館の果たす役割は重要となっています。自治会やほかの団体との連携による地区内活動の充実や、地区間の社会教育の充実、幅広い市民や団体が参加して交流を進め、行政と手を結んだ特色ある地域づくりの拠点としての役割を充実させるためにも、公民館の市民へのサービス機能の充実が必要であると考えております。

そこで、社会教育法（昭和24年法律第207号）第3条第1項の規定に基づき、橋本市立文教施設及び附属設備の利用に関し必要な事項を定めた、橋本市立文教施設利用に関する条例（平成18年3月1日条例第107号）、この文教施設のうち、学校施設を除く中央公民館、地区公民館、文化会館について、利用規定、使用規定についてお伺いいたします。

①室内における食事の許可ができないか。

②使用時間を25時まで延長できないか。

以上、大項目二点につきまして、市の見解をお伺いいたします。

○議長（中本正人君）3番 杉本君の質問項目1、公共事業におけるアセットマネジメン

トに対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（北山茂樹君）登壇〕

○企画部長（北山茂樹君）公共事業におけるアセットマネジメントに関し、本市の取り組みについてお答えします。

近年、高度成長期に建設された公共施設等の老朽化が進み、一斉に修理・修繕、更新を迫られるという事態が全国的に発生しております。人口増加、経済成長を前提として建設された当時の施設は、人口減少、縮小社会の現代においては過剰となり、それら全てを維持していくことは、中小規模の地方自治体の財政には大きな負担となります。

本市においても、緊迫した財政状況の中、現状に見合った形での公共施設の運営・管理を行っていくことの必要性をかねてより認識しており、平成23年度に橋本市行政改革大綱に基づき、橋本市行政改革推進計画を策定し、この推進計画の中に公共施設マネジメント基本方針を定め、橋本市が保有する施設の適正な管理・運用に取り組んできました。

そのような折、平成26年4月に総務省から、公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針が示されたことにより、現在、橋本市公共施設等総合管理計画を定めるため、有識者を交えた委員会を組織して、計画の策定に取り組んでいるところです。

この総合管理計画は、将来的な人口減少、税収減少を見据え、健全な都市経営と施設維持、安心安全な公共施設の維持管理、公共サービスの維持を目標としており、議員おただしのアセットマネジメントに相当する計画の策定になると考えます。

なお、総合管理計画の策定は、平成28年度までを予定しており、平成27年度においては基本方針を、平成28年度で個別方針を策定すべく現在取り組みを進めているところです。

○議長（中本正人君）3番 杉本君、再質問ありますか。

3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）本市は数多くの公共施設を有していますが、今後、その建物については、築後30年以上を経過した施設は大規模改修を、築後60年以上を経過した施設は建て替えといった更新のタイミングが来ています。そこで、今後10年間で大規模改修、建て替えが必要な施設はどれほどありますか。あくまで計算上の数値で結構です。

よろしく申し上げます。

○議長（中本正人君）企画経営室長。

○企画経営室長（上田力也君）今現在、公共施設等総合管理計画の策定中ということで、なおかつ、この計画の策定にあたりましては、策定検討委員会ということで、有識者、それから、市民公募の方も入った中で、現在検討中でございますので、一部明確にお答えできない部分もありますけれども、その点をご容赦をいただきたいと思います。

まず、その前提で、今、おただしの、まず、建設後30年経過したものについては大規模改修、そして、一応、60年を寿命と考えている施設については更新というような基本的な考え方がございます。ということで、まず、大規模改修に該当する、この10年間で、30年を迎える施設については、箇所数としては、67施設でございます。そして、同じく、この10年間で建築後60年を迎える施設は、14施設ということになっております。これはあくまで計算上の数値ということで、実際の更新とは別になってまいります。

以上です。

○議長（中本正人君）3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）今、お答えいただいた施設に関して、どれぐらいの改修、更新費用が発生するのか、年間ベースでの概算額をお

願いたします。

○議長（中本正人君）企画経営室長。

○企画経営室長（上田力也君）現在、総合管理計画の中で、前提としては、今ある現有施設をそのまま更新とした場合の費用というのを算出しています。算出するにあたっては、総務省の計算ソフトがございますので、そちらの単価を基準に計算をしております。これは40年間で計算するという事になっておりまして、この40年間で約1,100億円の費用がかかってくるということで、単年度にしますと、40で割りますと、約28億円ということになります。

ただ、やはり、最近もありますけども、事業もやっておりますけど、長寿命化工事、この工事を長寿命化の視点で考えますと、この28億円というのが約20億円程度まで圧縮されるというふうに考えております。

○議長（中本正人君）3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）今後、ますます深刻化するであろう人口減少問題があります。そして、本市の厳しい財政状況を考慮した上で、これらの改修、更新は実施可能であるかどうか、お答えください。

○議長（中本正人君）企画経営室長。

○企画経営室長（上田力也君）まず、この総合管理計画といいますのは、30年後を見据えた中で、今後、10年間の計画を策定するという事になっております。まず、人口減少については、これは国立社会保障人口問題研究所というのがあるんですけども、地方創生の人口ビジョンなんかにも関連するんですけども、30年後の本市の人口を推計しますと、約4万4,000人ということです。ということは、今の人口にして、約70%ということになります。この計画そのものは、人口減少に対応した、その身の丈にあった公共施設の数、あるいは面積にしていくというのが狙いというこ

とですので、当然のことながら、30年後には、今の70%というのが一つの線になります。

そして、もう一つが、財政的な視点ということで、これ、午前中からもいろいろ、財政的な議論がなされているところです。財政健全化の道のりはかなり険しいという、そういうような話の中で、果たしてこの70%の削減で済むのか、縮減で済むのかということが課題になってくるんですけども、財政状況という面から、いくら財源があれば更新をしていけるかについては、現在、この策定検討委員会のほうでも、今、議論をしているところでございますので、この場で明確に言うことは差し控えたいと思います。

しかし、いずれにしても、人口減少、財政状況を見ましても、かなり思い切った削減をしていく必要があるかと思えます。ちなみに、この公共施設のマネジメントに取り組んでいる先進自治体の例を挙げますと、中には、箱物三原則という、そういう原則を打ち立てている市もございます。

どういうことかと言いますと、まず一つとして、新規整備は原則として行わない。二つとして、施設の更新は複合施設とする。三つとして、施設総量、述べ床面積を縮減する。これは縮減目標、何年後に何%ということになるんですけども、こういった、いわゆる原則をもとに計画を立てて、そして、アクションプランを立てて実行していると。

この考え方というのは、実は、やっぱり多くの自治体に当てはまります。本市についても、これに当てはまってくるということになりますので、これからは本市も、やっぱり極力、新設については、慎重に判断していかなければならないとともに、やはり既存の施設を有効に利用する、これがこれからのマネジメントにおいては重要な考え方、そして、そのときには、複合施設ということも視野に入

れていく。複合施設というのは、単に一つの建物の中に、二つあるいは三つの機能を入れるということではなくて、一つの敷地の中に、二つ、三つの機能を入れるという、こういう考え方も今後は考えていく。そして、とにかく資産を圧縮していくというのがアセットマネジメントには必要になってくるというふうに考えております。

○議長（中本正人君）3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）ありがとうございます。

引き続きですが、本市が保有する公共施設の維持管理や老朽化が進んだ施設の改修や更新などを効率的に行うため、公共施設の情報の一元管理が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）企画経営室長。

○企画経営室長（上田力也君）議員がおっしゃるとおりでございます。今現在、公共施設のデータベースというのは、本市の財務会計システムの中に、施設ごとに、建築年をはじめ、いろんな情報がそこに格納されております。今後については、新しい公会計制度をにらんでシステムの改修なんかも考えております。いわゆる複式簿記で、原価償却も加味した、そういった考え方、これを取り入れていくというふうに考えております。

システムといいますか、それを一元化、情報を一元化するだけではあまり意味がなくて、これをどのようにマネジメントするかというのが、これが最も大事な部分になってくると思います。今現在も、公共施設のマネジメントについては、行政改革推進室が中心となってやっているんですけども、来年度に完成する公共施設総合管理計画が策定された段階で、さらに、行政改革推進室が中心となって、各部において、このマネジメントを強化していく必要があるというふうに考えております。

○議長（中本正人君）3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）先ほども先進自治体のほうでの話でちらっと出たと思うんですけども、建築年や述べ床面積、仕様などのハード面の情報については整理されていると思いますが、施設のソフト面、すなわち提供されている市民サービスの内容や成果に関する情報はありますか。利用者数や稼働状況についての把握にとどまっていますでしょうか。

今後、施設の更新にあたっては、ハード面に加え、利用者数や稼働状況、住民に提供しているサービス内容を加味して、市民サービスに価値ある施設なら、更新などを優先順位を上げる条件の一つとするなど、検討をしているのかをお答えください。

○議長（中本正人君）企画経営室長。

○企画経営室長（上田力也君）今現在、ソフト的な利用ニーズといいますか、アンケート調査については、昨日の図書館でのアンケートをはじめ、これは各施設ごと、あるいは、指定管理者、そういったところで調査をされていると思っております。こういった情報を、今後のマネジメントに生かすべきではないのかということであろうと思うんですけども、実は、今、この年末ぐらいに基本方針というのが、総合管理計画ができるんですけども、次に、その基本方針に基づいて、個別方針というのを来年、策定するんですけども、年明け、満足度調査、ニーズ調査とちょっとニュアンスが違うかわかりませんが、やっぱり施設のニーズ調査というのを実施する予定をしております。

ですから、やはり市民目線で、市民ニーズの視点で評価していく、そして、行政側としては、維持管理の視点で評価していく。そういったところを複合的に考えあわせて、最終的には今の建物を保持していくのか、統合していくのか、あるいは委譲していくのか、または廃止していくのか。一応、この四つのポ

ケットの中へ仕分けをしていくということになると思いますので、その中で、ただいまおただしの市民のニーズというのも反映されることになるかと考えております。

○議長（中本正人君）3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）ありがとうございます。
次の質問です。

市内にある国や県の施設、あるいは周辺自治体との連携によることで、施設整備や改修順位を考慮することも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）企画経営室長。

○企画経営室長（上田力也君）これも議員おただしのとおりかと思えます。

実は、この総合管理計画を策定するにあたって、国のほうからも、やはり、その域内に、市内に存在する国の施設あるいは県の施設、これら、市だけを見るのではなくて、そういったところの施設の情報も持ち合わせた上で、無駄のないように検討をしていくということと、それにあわせて、周辺自治体の、できるだけ情報を共有し合いながら、公共施設の有効利用を図っていく。

例えば、現在、三市協といまして、河内長野市、橋本市、五條市、広域連携協議会におきましても、図書館、そして、スポーツ施設の一部については相互利用というふうなことも行っております。そういったことも加味した上で、俯瞰的にこの計画の策定に取り組んでいくということが大事であるというふうに考えているところでございます。

○議長（中本正人君）3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）ありがとうございます。

市の公共施設は、地域にとって、市民にとって、貴重な財産であります。各施設が高水準なサービスを効率的に提供するためにも、アセットマネジメントの視点を持った公共施設の適切な維持管理と、更新、改築計画の策

定が必要です。

先ほどの説明にありました橋本市公共施設等総合管理計画が、アセットマネジメントの視点を持った計画になることを期待して、私の1番目の質問を終わります。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、公民館のサービス向上に対する答弁を求めます。
教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）社会教育法の規定に基づく公民館については、橋本市立文教施設利用に関する条例、及び、橋本市立文化会館設置及び管理条例により利用許可の制限、休館日及び利用時間等を定めています。

まず、公民館室内における食事の許可ができないかについてお答えします。

教育文化会館においては、4階第6展示室及び準備室での食事の許可をしています。また、各地区公民館では、調理室及び実習室において、食事の許可をしています。中央公民館や地区公民館のその他の部屋については、使用者からの申し出があれば、その都度協議して、管理上支障がなければ、部屋や附属設備を汚すことのないよう、また、ごみの持ち帰りを徹底した上で許可をしています。

次に、利用時間を25時まで延長できないかについてですが、現在、休館日は月曜日・国民の祝日・年末年始にしています。利用時間については、午前9時から午後10時までとなっています。夜間の利用は、原則、週2回となっており、25時までの利用の延長については、職員配置の問題や安全管理上困難であると考えます。

○議長（中本正人君）3番 杉本君、再質問ありますか。

3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）市の条例第4条第1項では、利用にあたっては教育委員会の許可を

受けることとなっており、同条の第2項では、教育委員会は、必要に応じて利用条件が付与できるとあります。また、第5条では、許可制限が列挙されています。5号の1号、2号は理解できるのですが、3号の管理上の支障、及び、4号の不相当と認める場合とは、どのような場合が想定されますか。また、これまでに不許可とした例などがあれば、お教えください。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）橋本市立公民館設置及び管理規則によりますと、利用許可については、館長の専決事項となっております。よって、それぞれの館長が判断をして、許可を与えていくということになりますが、基本的に、管理上の支障については、時間の問題があります。

例えば、「午前2時から3時まで使わせてください」というふうな申し出があった場合、これは不許可として、管理上の支障として許可を与えていません。

また、不相当と認める場合ということですが、例えば、営利目的で公民館等を使用している場合、例えば、服を販売するであるとか、そういう場合は、不相当と認めております。

最後に、これまで不許可とした例があればというおたただしですが、私自身も聞かせていただいたところ、利用許可を不許可とした事項は、近年は見当たりません。

以上です。

○議長（中本正人君）3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）法律ではどうか、条例ではこのように決まっておりますが、例えば、直接的、間接的にかかわらず、営利につながる使用はできないとかというようなコメントは、どこかに載っているのかなというふうに思いまして。というのは、要するに、こ

のままで行くと、教育委員会がだめだと言えば、どんな場合でもだめであって、不相当と言われたら、どんな場合でも不相当ということになるという、ほかの公民館の規定には、こんな場合はできないとかという利用規定、使用規定というのがたくさん載っております。橋本市のホームページを見ても、ちょっと載っていないので、どうかなというふうに思いました。

冠婚葬祭で利用できないだとか、そういう詳細な規定が、各地方自治体の公民館にはあるんですが、橋本市はないので、私はひょっとしたら、いろんな面がいけるのかなと。これを利用して、市民へのサービスがいけるところまでいくのかなというふうに考えたんですが、市民とか、いろんな人のうわさでは、そんな時間無理だとか、食事ができないだとかというふうな話を聞きました。

ただ、食事に関しまして、きょうの説明でありましたように、各公民館には調理室もあるし、そこで食べてもいいというふうな話をお伺いすることができましたので、ものすごく安心しまして、あとは、時間の問題だけだなというふうに思いました。

時間にこだわるというのは、月に1回でもいいんですが、大阪に働いていまして、橋本へ帰ってきたときに、何ぼはよ帰ってきても8時になります。公民館はほぼ閉まっています、何かいいことがあっても、何もできないとか参加できない人が何人かいらっしゃいます。その人たちも、公民館に目を向けてもらうためにも、きょうは晩9時から、何かイベントが、誰かの話が、まちの集いが、夜の11時までであるよというふうなものがあれば、ふだん参加できていない市民の方も参加できるのではないかなというふうに思いましたので、これを質問に挙げてみました。

すいません、次の質問に参ります。

自治会や他の団体との連携による地区内活動のミーティング場所や、社会教育の会場として、幅広い市民、団体の交流を促進し、行政と連携して、特色ある地域づくりを行う拠点という公民館の持つ本来の役割を充実させるためにも、室内における食事の許可は、今、認めていただきましたし、いけるということなんです、有効かと思えます。

使用時間の延長についても、最終退館者が施錠するなど、可能であると考えますが、その話も、これ、すいません、誰かに鍵を預けるだとかという方法もあると思うんですけど、これはいかがでしょうか。お願いします。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）議員おただしの前段階で、例えば、営利目的等の詳細な記述がないというお話もありました。公民館では、例えば、落語会等を実施して、料金をいただくということは、これは地域の文化に寄与することになりますので、営利目的だけの使用には当たらない。そういう形でさまざまな範囲がございます。

同じように、例えば、冠婚葬祭の場合、今は葬儀場が橋本市内はかなり多くできておりますが、かつて、お寺のほうで葬儀をされている地域もあったと思います。お寺のほうで改修にあったときには、やはり、公民館は、地域の公民館ですので、ご活用いただくこと

も、これは可能です。

ただ、1時までというお話でございますけれども、公民館はあくまでも社会教育施設でございます。当然、職員の勤務の体制もございまして、社会教育施設として1時まで開けるということについては適切ではないと、このように判断しております。

○議長（中本正人君）3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）ありがとうございます。

今後、公民館における市民サービスの一層の向上を図る上で、既に市民会館設置及び管理条例では取り入れられている指定管理方式の導入などによって、かなり効率的な管理運営が行えるのであれば、そうしたこともご検討いただきたいと思います。市民から、25時使用許可を願う依頼があれば、対応していただきたいお願い、これで私の一般質問を終了します。

○議長（中本正人君）3番 杉本君の一般質問は終わりました。

この際、3時40分まで休憩いたします。

（午後3時25分 休憩）